
「企業が反社会的勢力による
被害を防止するための指針」
に関するアンケート調査

平成20年11月

調査主体 全国暴力追放運動推進センター
日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
警察庁刑事局組織犯罪対策部
調査機関 財団法人 公共政策調査会
協力 都道府県暴力追放運動推進センター
警視庁・各道府県警察本部

はじめに

本資料は、政府が昨年6月に策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を受けて、企業における同「指針」の導入状況や反社会的勢力対応の実態等について把握するため、平成20年8月から9月にかけて全国の企業3,000社を対象に、「指針」の社内への周知徹底の取組状況、「指針」に基づいた反社会的勢力との関係遮断の取組の現状、行政機関への要望等をアンケート調査した結果を取りまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各企業関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

- ①調査方法 郵送法
- ②調査対象 全国の企業3,000社に対して調査票を送付して調査を行った。

2 回収結果

調査票の回収数は、1,385通(回収率46.2%)であった。

II 回答企業のプロフィール

表1 業種

1. 建設業	124 (9.0%)
2. 製造業	601 (43.4%)
3. 運輸・通信業	82 (5.9%)
4. 不動産業	36 (2.6%)
5. 卸売・小売業 (商社を含む)	217 (15.7%)
6. 銀行業	80 (5.8%)
7. 証券・保険業	32 (2.3%)
8. その他金融業	19 (1.4%)
9. 飲食業	15 (1.1%)
10. 電気・ガス・水道・ 熱供給業	27 (1.9%)
11. その他サービス業	103 (7.4%)
12. その他	45 (3.2%)
無回答	4 (0.3%)
合計	1,385 (100.0%)

表2 所在地

1. 北海道	18 (1.3%)
2. 東北管区	76 (5.5%)
3. 警視庁	477 (34.4%)
4. 関東管区	234 (16.9%)
5. 中部管区	118 (8.5%)
6. 近畿管区	231 (16.7%)
7. 中国管区	74 (5.3%)
8. 四国管区	43 (3.1%)
9. 九州管区	110 (7.9%)
無回答	4 (0.3%)
合計	1,385 (100.0%)

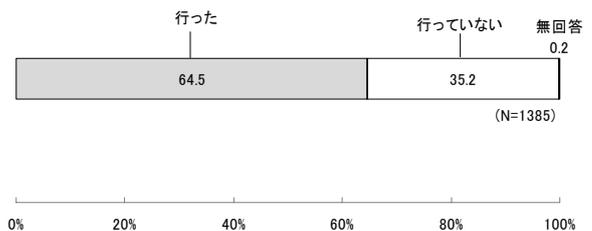
表3 会社法上の大会社

1. 大会社	1,085 (78.3%)
2. 大会社以外	291 (21.0%)
3. 無回答	9 (0.6%)
合計	1,385 (100.0%)

III 設問ごとの調査結果

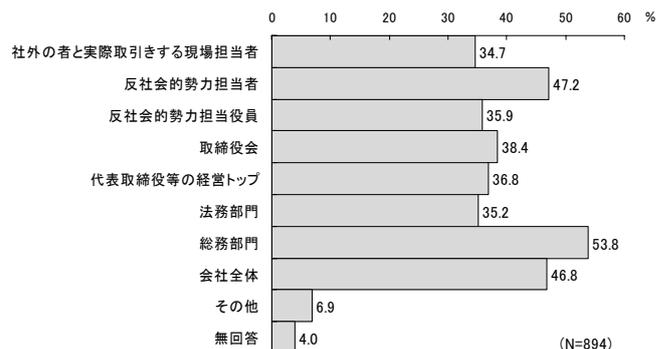
- 1 「指針」の社内における周知の取組の有無 -

「指針」を社員に周知するための取組について、「行った」とするものが64.5%(894社)、「行っていない」とするものは35.2%であった。



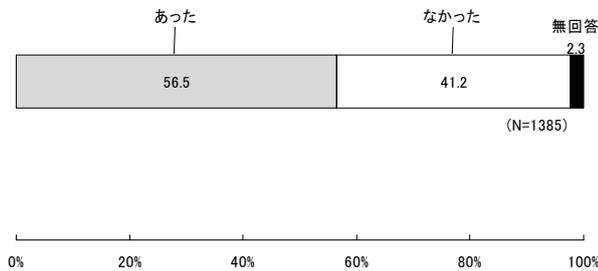
- 2 「指針」の社内における周知の範囲(複数回答)

上記1で「指針」の周知の取組を行ったとする894社について周知の範囲をみると、「総務部門」(53.8%)及び「反社会的勢力担当者」(47.2%)をあげたものが多く、「会社全体」に周知したとするものは46.8%であった。次いで「取締役会」(38.4%)、「代表取締役等の経営トップ」(36.8%)、「反社会的勢力担当役員」(35.9%)、「法務部門」(35.2%)及び「社外の者と実際に取引する現場担当者」(34.7%)がほぼ同じレベルで続いた。



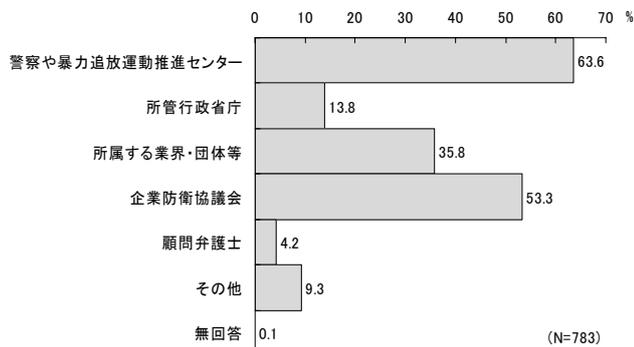
- 3 「指針」に関する外部からの働きかけの有無

外部の機関や団体などから「指針」に関する説明を行ったり活用を求めるなどの働きかけについて、「あった」とするものが56.5% (783社)、「なかった」とするものは41.2%であった。



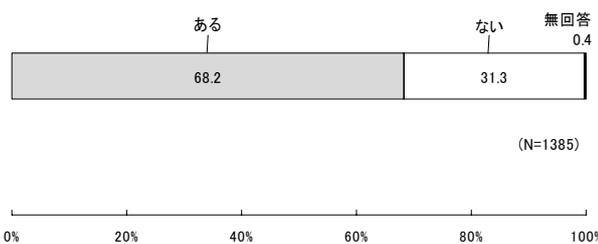
- 4 「指針」に関して働きかけのあった外部の機関や団体(複数回答)

上記3で外部の機関や団体などから「指針」に関する働きかけがあったとする783社について働きかけを行ってきた機関や団体をみると、「警察や暴走センター」(63.6%)をあげたものが最も多く、「企業防衛協議会」(53.3%)、「所属する業界・団体等」(35.8%)と続いた。「所管行政省庁」は13.8%、「顧問弁護士」は4.2%であった。



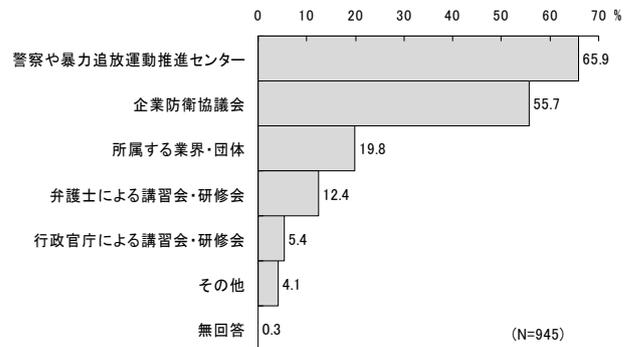
- 5 「指針」に関する社外の研修等への出席の有無

「指針」に関する社外の説明会や研修会等への社員の出席について、「ある」とするものは68.2% (945社)、「ない」は31.3%であった。



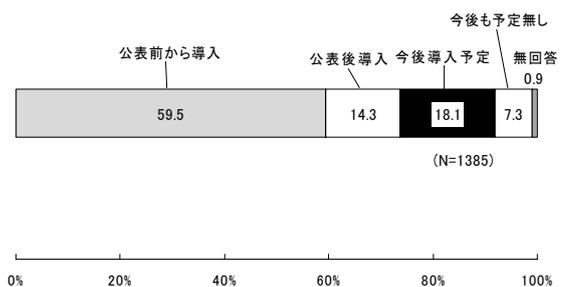
- 6 社員が出席した「指針」に関する研修等の主催者(複数回答)

上記5で「指針」に関する社外の研修等に社員が出席したとする945社について社外の研修等の主催者を見ると、「警察や暴走センター」(65.9%)をあげたものが最も多く、「企業防衛協議会」(55.7%)が続く、「所属する業界・団体」(19.8%)、「弁護士」(12.4%)、「行政官庁」(5.4%)などを大きく上回った。



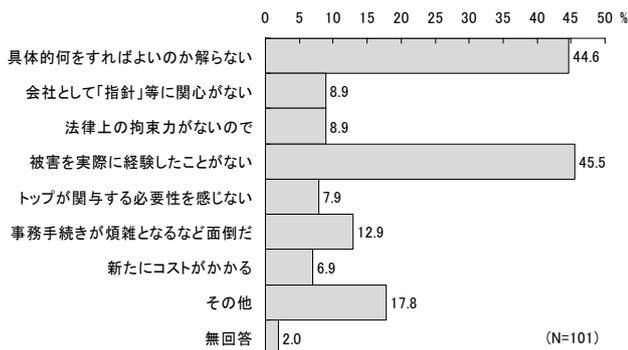
- 7 組織全体として反社会的勢力との関係遮断に対応する仕組みの有無

反社会的勢力との関係遮断対策としての、代表取締役等の経営トップ以下組織全体として対応する仕組みについて、「指針公表前から導入している」ものは59.5%、「指針公表後導入した」ものが14.3%となっており、これらを合わせると現在導入しているものは73.8%であった。「導入しておらず、今後導入する予定」とするものが18.1%ある一方で、「導入しておらず、今後も導入する予定はない」とするものが7.3% (101社) あった。



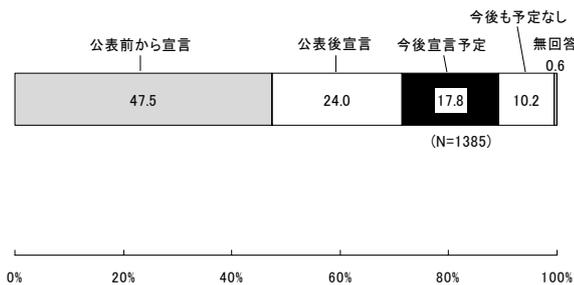
- 8 組織全体として対応する仕組みを導入しない理由(複数回答)

上記7で「導入しておらず、今後も導入する予定はない」とした101社についてその理由をみると、「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(45.5%)をあげたものが最も多く、「具体的に何をすればよいのか解らない」(44.6%)とともに高い割合を示した。次いで「事務手続きが煩雑になるなど面倒」とするものが12.9%あり、それ以外の理由をあげたものはいずれも9%以下であった。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものが8.9%(9社)あった。



- 9 基本方針の社内外への宣言の有無

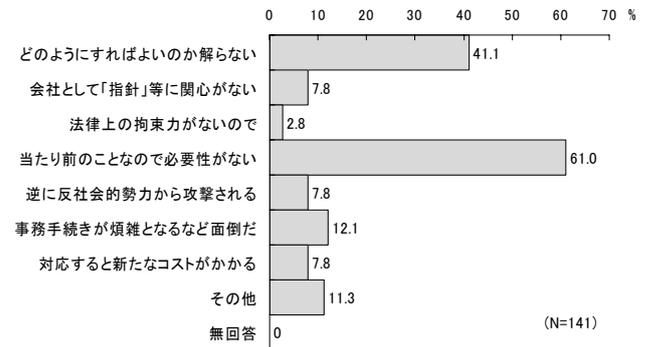
反社会的勢力対策の基本方針の社内外への宣言について、「指針公表前から宣言している」ものは47.5%、「指針公表後、宣言した」ものが24.0%となっており、これらを合わせると現在社内外に宣言しているとするものは71.5%であった。「宣言しておらず、今後宣言する予定」が17.8%ある一方で、「宣言しておらず、今後も宣言する予定はない」とするものが10.2%(141社)あった。



- 10 基本方針を今後も社内外に宣言しない理由(複数回答)

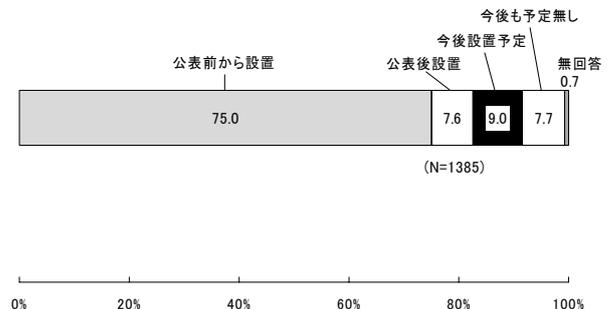
上記9で「宣言しておらず、今後も宣言する予定はない」とした141社についてその理由をみると、「当たり前のことなので、宣言する必要性がない」(61.0%)をあげたものが最も多く、「具体的にどのような宣言をすればよいのか解らない」(41.1%)が高い割合で続いた。次いで「事務手続きが煩雑になるなど面倒」とするものが12.1%あり、それ以外の理由をあげたものはい

ずれも8%以下であった。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものが7.8%(11社)あった。



- 11 反社会的勢力への対応部署の設置の有無

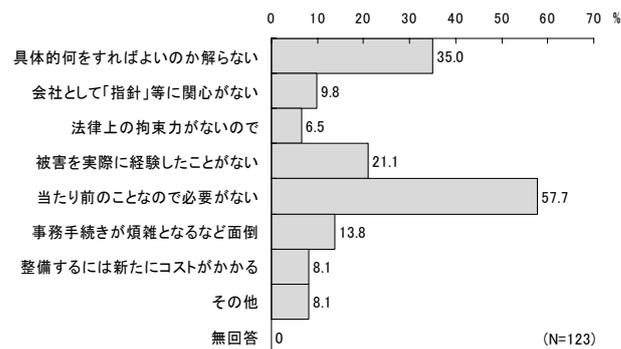
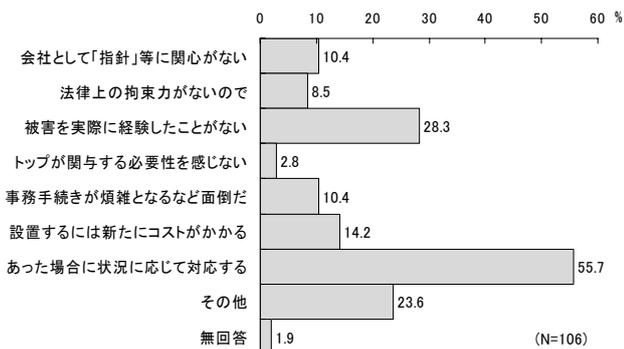
反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する反社会的勢力対応部署の設置の有無については、「指針公表前から設置している」ものが75.0%、「指針公表後、設置した」ものが7.6%となっており、これらを合わせると、現在対応部署を設置しているとするものは82.6%にのぼった。「設置しておらず、今後設置する予定」が9.0%ある一方で、「設置しておらず、今後も設置する予定はない」とするものが7.7%(106社)あった。



- 12 反社会的勢力対応部署を今後も設置しない理由(複数回答)

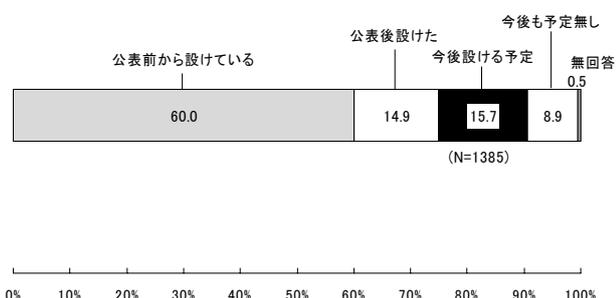
上記11で「設置しておらず、今後も設置する予定はない」とした106社についてその理由をみると、「事案があった場合に状況に応じて対応すればよい」(55.7%)をあげたものが最も多く、「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(28.3%)、「新たにコストがかかるなど企業として利益にならない」(14.2%)などが続いた。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものが10.4%(11社)あった。

「その他」をあげたものが23.6%と多かったが、その具体的な内容としては、「当社の規模では専門部署を設置するまでの必要はない」、「総務部を所管部署として定めており、あらためて専属の部署を設置することは考えていない」、「顧問弁護士に相談している」などがあ



- 13 反社会的勢力との関係遮断に関する規程の整備の有無

反社会的勢力との関係遮断について企業の倫理規程、行動規範、社内規則等の規程への明文の根拠について、「指針公表前から設けている」ものは60.0% (831社)、「指針公表後、設けた」ものが14.9% (206社)となっており、合わせると、現在規程中に明文の根拠を設けているとするものは74.9% (1,037社)となっている。「設けておらず、今後設ける予定である」が15.7%ある一方で、「設けておらず、今後も設ける予定はない」とするものが8.9% (123社)あった。

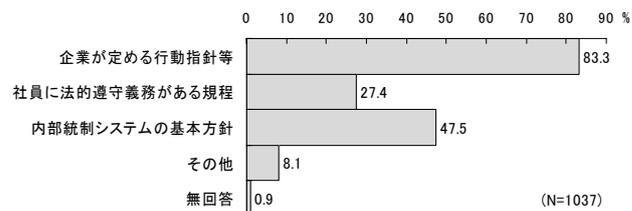


- 14 規程中に明文の根拠を設けない理由 (複数回答)

上記13で「設けておらず、今後も設ける予定はない」とした123社についてその理由をみると、「当たり前のことなので、明記する必要がない」(57.7%)をあげたものが最も多く、「具体的に何をすればよいのか解らない」(35.0%)、「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(21.1%)、「事務手続きが煩雑になるなど面倒」(13.8%)などが続いた。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものが9.8% (12社)あった。

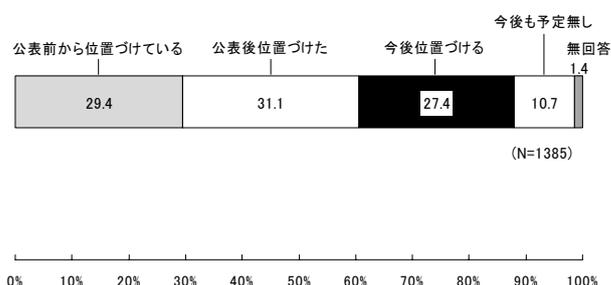
- 15 反社会的勢力との関係遮断に関する規程の整備 (複数回答)

前記13で、現在反社会的勢力との関係遮断について規程に明文の根拠を設けているとする1,037社について、明文の根拠を設けている規程の種別をみると、「倫理規程として企業が定める行動指針等」(83.3%)をあげたものが8割以上と最も多く、次いで「内部統制システムの基本方針」(47.5%)、「就業規則等の社員に法的遵守義務がある規程」(27.4%)となっている。



- 16 反社会的勢力との対応項目の内部統制システムとしての位置づけの有無

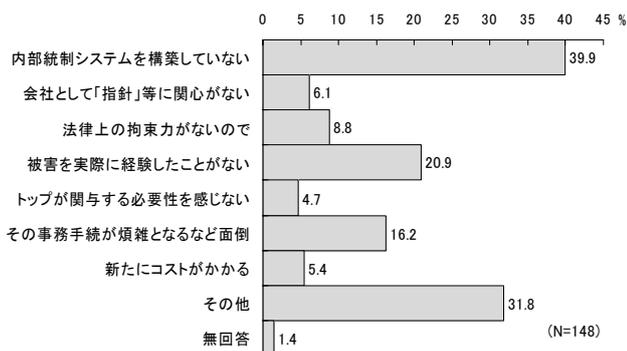
反社会的勢力との対応項目の内部統制システムとしての明確な位置づけについて、「指針公表前から位置づけている」ものは29.4%、「指針公表後、新たに位置づけた」ものは31.1%で、現在位置づけているとするものは合わせて60.5%になり、その過半数は指針公表後に位置づけたものであった。「位置づけておらず、今後位置づける予定である」が27.4%ある一方で、「位置づけておらず、今後も位置づける予定はない」とするものが10.7% (148社)あった。



- 17 内部統制システムに反社会的勢力との対応項目を位置づけられない理由（複数回答）

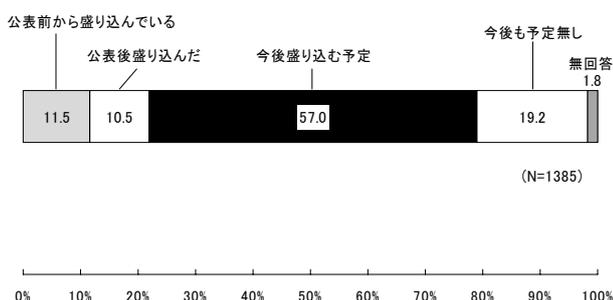
上記 16 で「位置づけておらず、今後も位置づける予定はない」とした 148 社についてその理由をみると、「内部統制システムを構築していない」とするものが 39.9% (59 社) あったが、その約 9 割にあたる 53 社は会社法 2 条 6 号にいう「大会社」以外の企業であった。次いで「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(20.9%)、「事務手続きが煩雑になるなど面倒」(16.2%)が続いた。「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものも 6.1% (9 社) あった。

「その他」をあげたものが 31.8% と多かったが、その具体的な内容としては、「元々法令順守、リスク管理に反社会的勢力対応は当然含まれており、取締役会の議題とするのは不適切」、「法令・社会ルールの順守の 1 つである」、「不当要求をしてくるのは反社会的勢力にとどまらないので、より広い概念で内部統制システム等に記載している」、「行動規範、行動基準に明記しているため」などがあつた。



- 18 契約書・取引約款などへの暴力団排除条項の盛り込みの有無

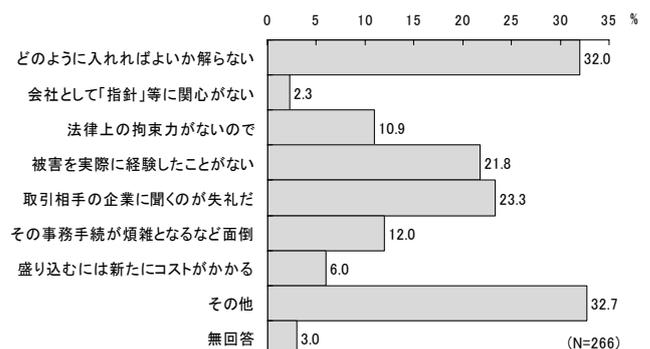
契約書・取引約款などへの暴力団排除条項の盛り込みについて、「指針公表前から盛り込んでいる」ものは 11.5%、「指針公表後、盛り込んだ」ものは 10.5% で、現在盛り込んでいるとするものは合わせて 22% であり、その半数近くは指針公表後に盛り込んだものであつた。「盛り込んでおらず、今後盛り込む予定である」とするものは 57.0% であつた。一方で「盛り込んでおらず、今後も盛り込む予定はない」とするものが 19.2% (266 社) あつた。



- 19 契約書・取引約款などへの暴力団排除条項を盛り込まない理由（複数回答）

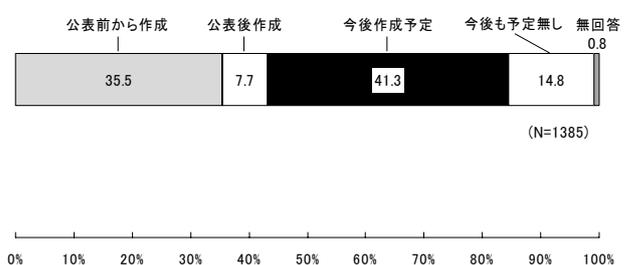
上記 18 で「盛り込んでおらず、今後も盛り込む予定はない」とした 266 社についてその理由をみると、「具体的にどのような内容を入れればよいのか解らない」(32.0%) をあげたものが最も多く、次いで「取引相手の企業に反社会的勢力かどうか等聞くのは失礼」(23.3%)、「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(21.8%)、「事務手続きが煩雑になるなど面倒」(12.0%) などが続く。「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものも 2.3% (6 社) あつた。

「その他」をあげたものが 32.7% と多かったが、その具体的な内容としては、「取引相手が限定されている」、「取引前に入念な審査を行っており、反社会的勢力と取引を交わす可能性が低い」、「実効性が期待できない」、「契約書で規定する内容にそぐわない」、「業務の性質上、暴力団排除条項を盛り込むことにつき憲法上の判断が定まっていない」、「当該条項の挿入が主流になれば挿入する」などがあつた。



- 20 反社会的勢力への不当要求対応マニュアル等の作成の有無

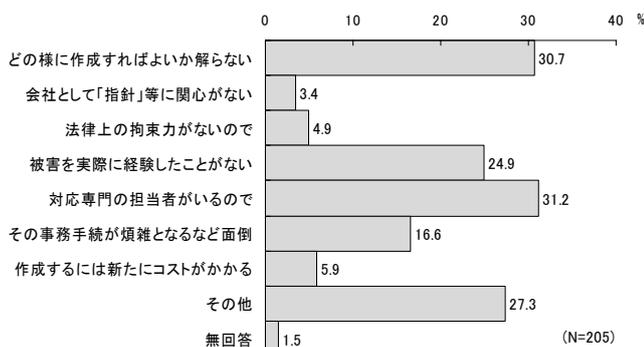
反社会的勢力による被害を防止するための不当要求対応マニュアル等の作成について、「指針公表前から作成している」のは 35.5%、「指針公表後、作成した」ものは 7.7% で、現在作成しているとするものは合わせて 43.2% となっている。「作成しておらず、今後作成する予定である」ものが 41.3% ある一方で、「作成しておらず、今後も作成する予定はない」とするものが 14.8% (205 社) あつた。



-21 不当要求対応マニュアルを作成しない理由 (複数回答)

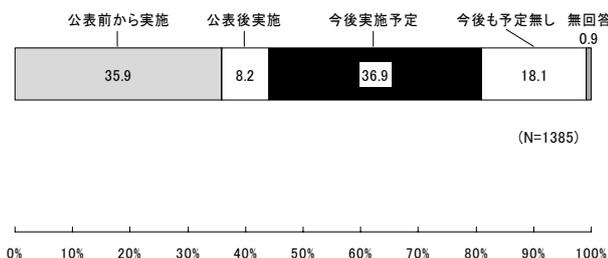
上記20で「作成しておらず、今後も作成する予定はない」とした205社についてその理由をみると、「対応専門の担当者があるので必要がない」(31.2%)とするものが最も多く、次いで「具体的にどのように作成すればよいのか解らない」(30.7%)、「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(24.9%)、「事務手続きが煩雑になるなど面倒」(16.6%)などが続いている。「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものも3.4%(7社)あった。

「その他」をあげたものが27.3%と多かったが、その具体的な内容としては、「県警、暴追センターから対応ハンドブックをもらっており、それを活用する」、「特防連や企防協から配布されるマニュアルを利用している」、「要求が多様化しており、マニュアルに頼る方が危ないと感じている」、「臨機応変に対応すべきことでマニュアル対応になじまない」、「過去の経験値を参考に対処している」などがあつた。



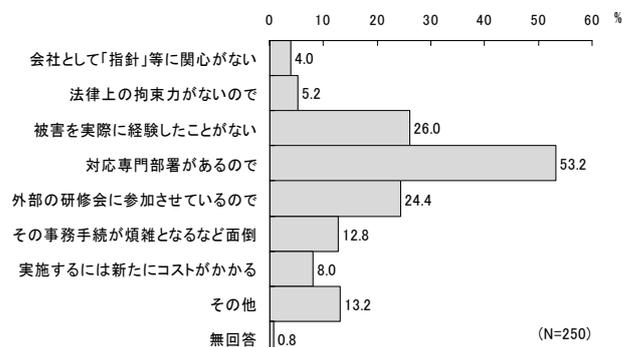
-22 自社における反社会的勢力対策についての 研修会等の実施の有無

従業員に反社会的勢力対策を周知するための自社における研修会について、「指針公表前から実施している」のは35.9%、「指針公表後、実施した」ものは8.2%で、実施しているとすることは合わせて44.1%であった。「実施しておらず、今後実施する予定である」とするものが36.9%ある一方で、「実施しておらず、今後も実施する予定はない」とするものが18.1%(250社)あった。



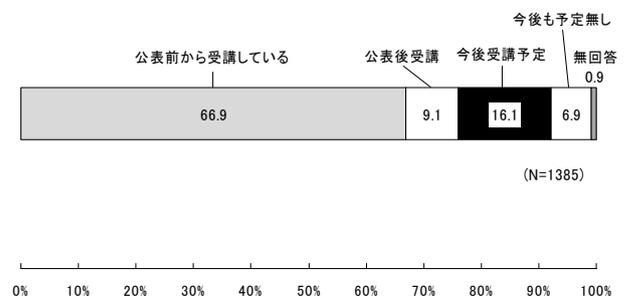
-23 反社会的勢力についての研修会を実施しない理由 (複数回答)

上記22で「実施しておらず、今後も実施する予定はない」とした250社についてその理由をみると、「対応専門部署があるので、社員全員の研修会の必要を感じない」(53.2%)をあげたものが最も多く半数を超え、次いで「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(26.0%)、「外部の研修会に参加させているので、自社の研修会は必要ない」(24.4%)、「事務手続きが煩雑になるなど面倒」(12.8%)が続いている。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものも4.0%(10社)あった。



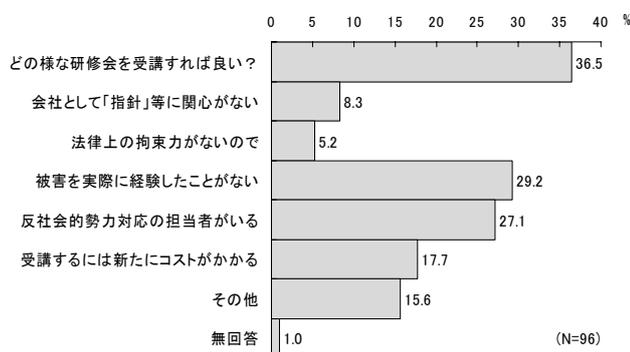
-24 反社会的勢力についての社外の研修会・講習会等の受講の有無

社員による反社会的勢力対策についての社外の研修会・講習会等の受講について、「指針公表前から受講している」とするものは66.9%、「指針公表後、受講した」ものは9.1%で、受講したとすることは合わせて76.0%にのぼった。また、「受講しておらず、今後受講する予定である」とするものが16.1%ある一方で、「受講しておらず、今後も受講する予定はない」とするものが6.9%(96社)あった。



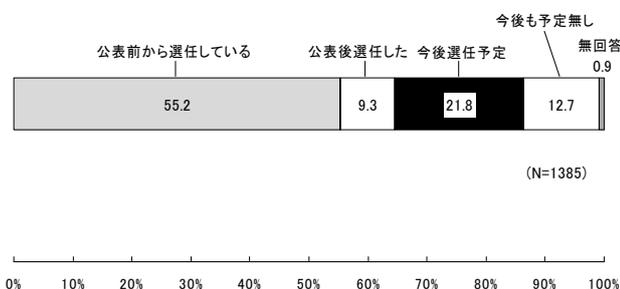
-25 社外の研修会・講習会等を受講しない理由 (複数回答)

上記24で「受講しておらず、今後も受講する予定はない」とした96社についてその理由をみると、「どのような研修会等を受講すればよいのか解らない」(36.5%)とするものが最も多く、次いで「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(29.2%)、「反社会的勢力対応の担当者がいるので受講する必要がない」(27.1%)、「新たにコストがかかるなど利益とならない」(17.7%)などが続いている。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものも8.3%(8社)あった。



-26 不当要求防止責任者の選任の有無

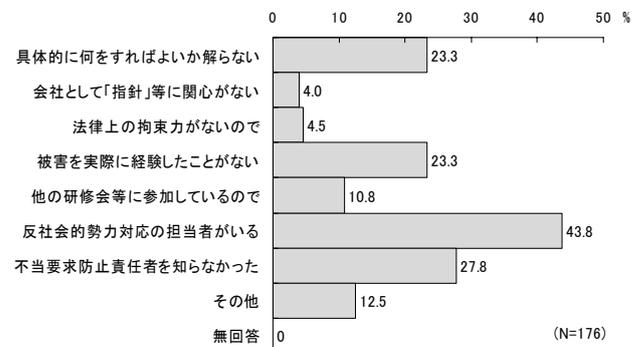
不当要求防止責任者について、「指針公表前から選任している」とするものは55.2%、「指針公表後、選任した」ものは9.3%で、現在選任しているとするものは合わせて64.5%であった。また、「選任しておらず、今後選任する予定である」とするものが21.8%ある一方で、「選任しておらず、今後も選任する予定はない」とするものが12.7%(176社)あった。



-27 不当要求防止責任者を選任しない理由 (複数回答)

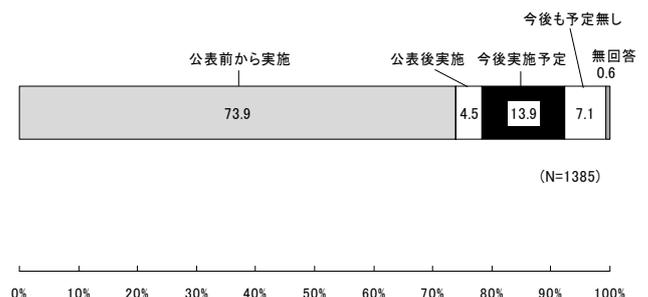
上記26で「選任しておらず、今後も選任する予定はない」とした176社についてその理由をみると、「反社会的勢力対応の担当者がいるので、選任する必要がない」(43.8%)をあげたものが最も多く、次いで「不当要

求防止責任者を知らなかった」(27.8%)、「具体的に何をすればよいのか解らない」(23.3%)及び「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(23.3%)が続いている。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものも4.0%(7社)あった。



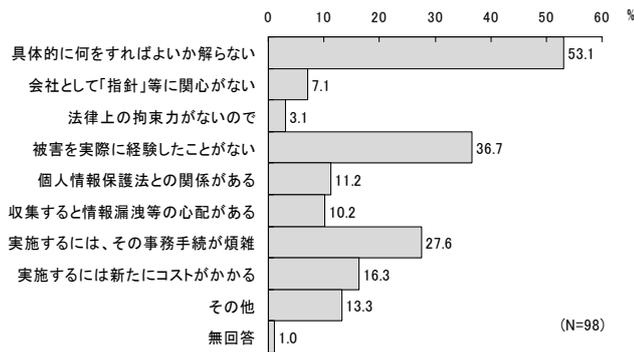
-28 反社会的勢力に関する情報収集の有無

被害を防止するための反社会的勢力に関する情報収集について、「指針公表前から実施している」とするものは73.9%、「指針公表後、実施した」ものは4.5%で、現在情報収集を実施しているものは合わせて78.4%にのぼる。また、「実施しておらず、今後実施する予定である」とするものが13.9%ある一方で、「実施しておらず、今後も実施しない」とするものが7.1%(98社)あった。



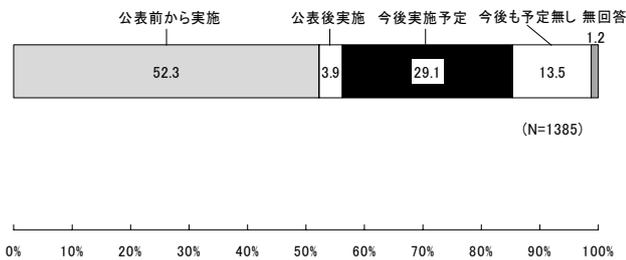
-29 反社会的勢力に関する情報収集を実施しない理由 (複数回答)

上記28で「実施しておらず、今後も実施しない」とした98社についてその理由をみると、「具体的に何をすればよいのか解らない」(53.1%)をあげたものが最も多く、次いで「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(36.7%)、「事務手続きが煩雑になるなど面倒」(27.6%)などが続いている。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものも7.1%(7社)あった。



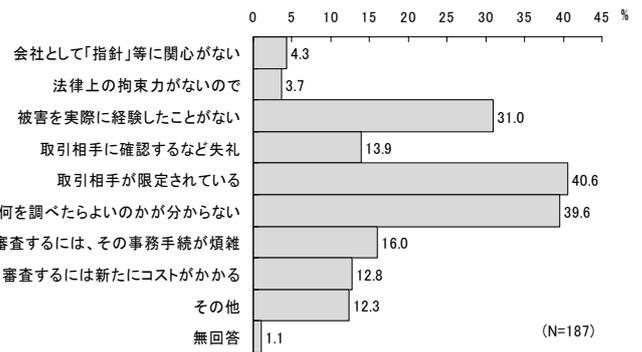
- 30 取引相手の審査の有無

取引相手等に対する反社会的勢力かどうかの審査の実施について、「指針公表前から実施している」とするものは52.3%、「指針公表後、実施した」ものは3.9%で、現在審査を実施しているものは合わせて56.2%となっている。また、「実施しておらず、今後実施する予定である」とするものが29.1%ある一方で、「実施しておらず、今後も実施する予定はない」とするものが13.5% (187社) あった。



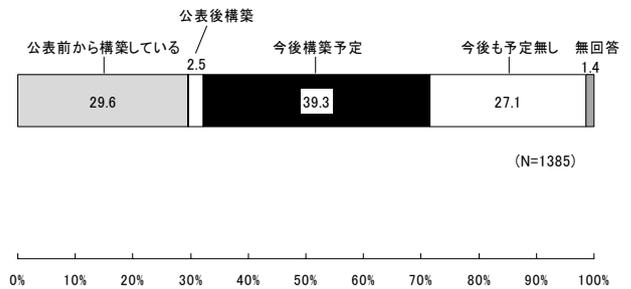
- 31 取引相手の審査を実施しない理由 (複数回答)

上記30で「実施しておらず、今後も実施する予定はない」とした187社についてその理由をみると、「取引相手が限定されており、審査を実施する必要がない」(40.6%)をあげたものが最も多く、「取引相手の何を調べたらよいか解らない」(39.6%)をあげたものがほぼ同数であった。次いで「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(31.0%)、「事務手続きが煩雑になるなど面倒」(16.0%)などが続いている。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものも4.3% (8社) あった。



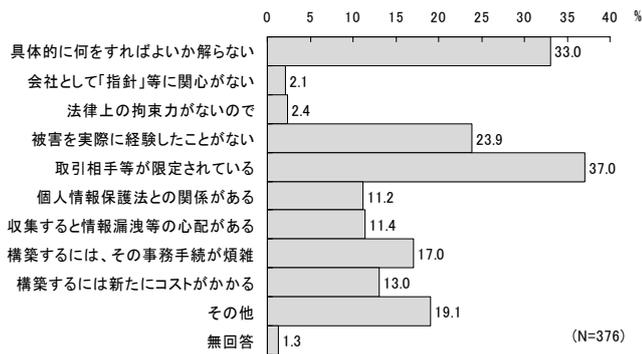
- 32 反社会的勢力情報を集約したデータベースの構築の有無

反社会的勢力情報を集約したデータベースの構築については、「指針公表前から構築している」とするものは29.6% (410社)、「指針公表後、構築した」ものは2.5% (35社)で、現在データベースを構築しているものは合わせて32.1% (445社)となっている。また、「構築しておらず、今後構築する予定である」とするものが39.3%ある一方で、「構築しておらず、今後も構築する予定はない」とするものが27.1% (376社) あった。



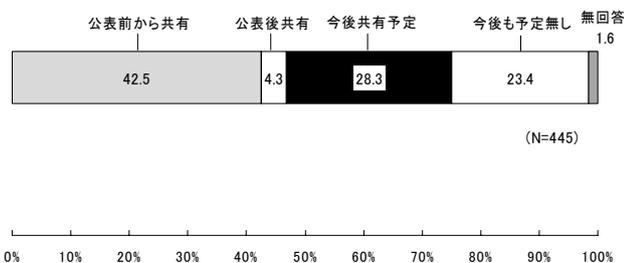
- 33 反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築しない理由 (複数回答)

上記32で「構築しておらず、今後も構築する予定はない」とした376社についてその理由をみると、「取引相手が限定されており、データベースを構築する必要がない」(37.0%)をあげたものが最も多く、次いで「具体的に何をすればよいか解らない」(33.0%)、「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(23.9%)、「事務手続きが煩雑になるなど面倒」(17.0%)などが続いている。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものも2.1% (8社) あった。



- 34 反社会的勢力情報を集約したデータベースの共有化の有無

前記 32 で反社会的勢力情報を集約したデータベースを「指針公表前から構築している」及び「指針公表後、構築した」とした 445 社について、データベースの業界・団体等他企業との共有の有無をみると、「指針公表前から共有している」とするものは 42.5%、「指針公表後、共有した」ものは 4.3%で、現在データベースを共有しているとするものは合わせて 46.8%となっている。「共有しておらず、今後共有する予定である」とするものが 28.3%ある一方で、「共有しておらず、今後共有する予定はない」とするものが 23.4% (104 社) あった。

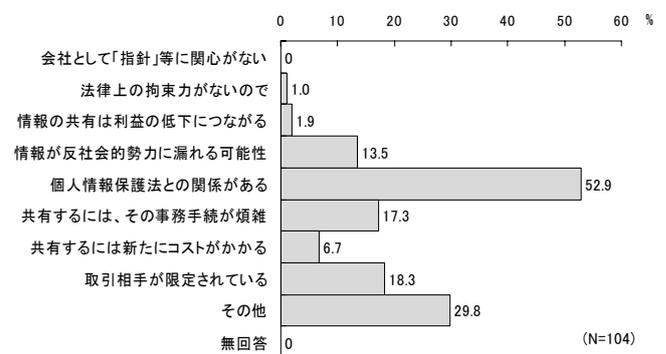


- 35 反社会的勢力情報を集約したデータベースを共有しない理由 (複数回答)

上記 34 で「共有しておらず、今後も共有する予定はない」とした 104 社についてその理由をみると、「個人情報保護法との関係があり消極的」(52.9%)をあげたものが最も多く半数を超えた。次いで「取引相手限定されており、情報共有する必要がない」(18.3%)、「事務手続きが煩雑になるなど面倒」(17.3%)、「信頼できない同業者もおり、情報が反社会的勢力に漏れる可能性がある」(13.5%)が続いている。

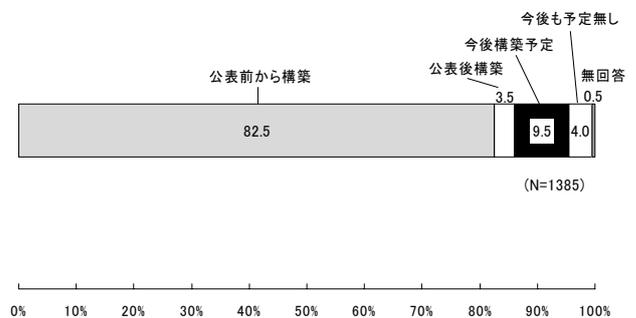
「その他」をあげたものが 29.8%と多かったが、その具体的な内容としては、「独自調査で対応」、「審査の判断基準が各社によって微妙に異なることから各社情報の整合性を図ることが困難。代替策として定期的な情

報交換により情報共有を行っている」、「同業他社においてそのような動きがない」、「業界で共有する情報が明確になっていない。今後の動向を注視しながら検討していく」などがあつた。



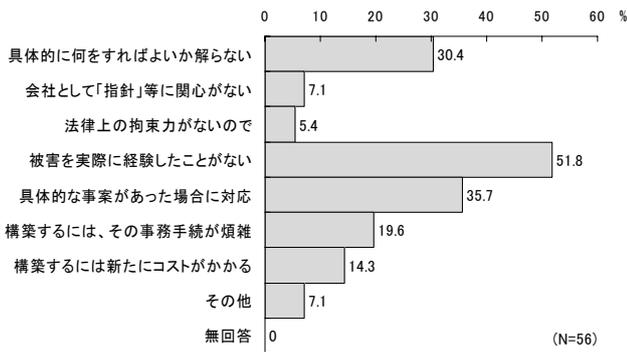
- 36 外部の専門機関との連携関係の構築の有無

警察、暴追センター、弁護士会等の外部の専門機関との連携関係の構築については、「指針公表前から構築している」とするものが 82.5%と 8 割を超え、「指針公表後、構築したものは 3.5%で、現在連携関係を構築しているとするものは合わせて 86.0%にのぼった。「構築しておらず、今後構築する予定である」とするものが 9.5%ある一方で、「構築しておらず、今後も構築する予定はない」とするものが 4.0% (56 社) あつた。



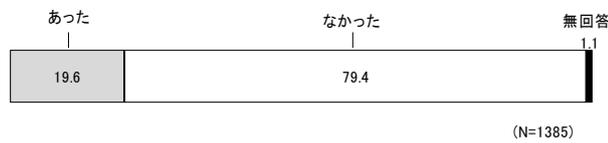
- 37 外部の専門機関との連携関係を構築しない理由 (複数回答)

上記 36 で「構築しておらず、今後も構築する予定はない」とした 56 社についてその理由をみると、「反社会的勢力による被害を実際に経験したことがない」(51.8%)をあげたものが最も多く、「具体的な事案があつた場合に状況に応じて対応すればよい」(35.7%)、「具体的に何をすればよいか解らない」(30.4%)、「事務手続きが煩雑になるなど面倒」(19.6%)などが続いている。また、「会社として指針や反社会的勢力対策に関心がない」とするものも 7.1% (4 社) あつた。



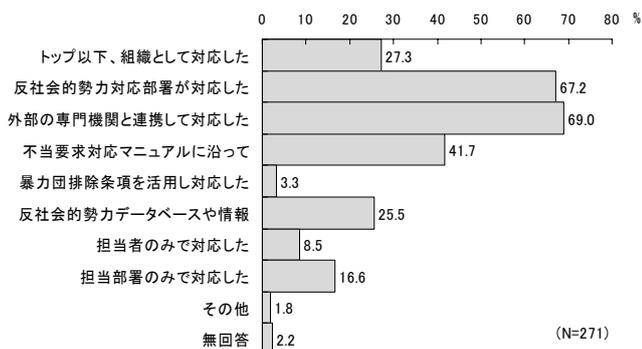
- 38 「指針」公表後における不当要求行為の有無

「指針」公表後の反社会的勢力からの不当要求行為の有無については、「あった」とするものが 19.6% (271 社)、「なかった」とするものは 79.4% であった。



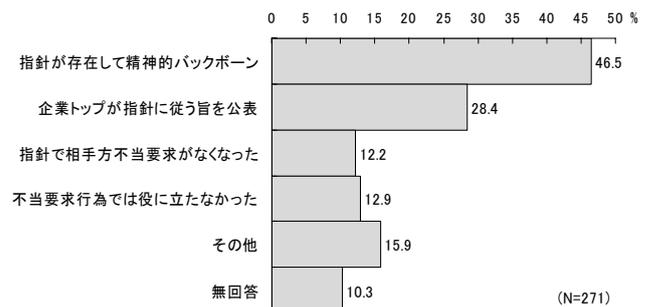
- 39 「指針」公表後における不当要求行為に対する対応 (複数回答)

上記 38 で「指針」公表後の反社会的勢力からの不当要求行為が「あった」とした 271 社について、「指針」公表後の不当要求に対する対応をみると、「外部の専門機関と連携して対応した」(69.0%) をあげたものが最も多く、「反社会的勢力対応部署が対応した」(67.2%)、「不当要求対応マニュアルに沿って対応した」(41.7%)、「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」(27.3%)、「反社会的勢力データベースや情報を利用して対応した」(25.5%)が続いている。一方で「担当者のみで対応した」とするものが 8.5% (23 社) があった。



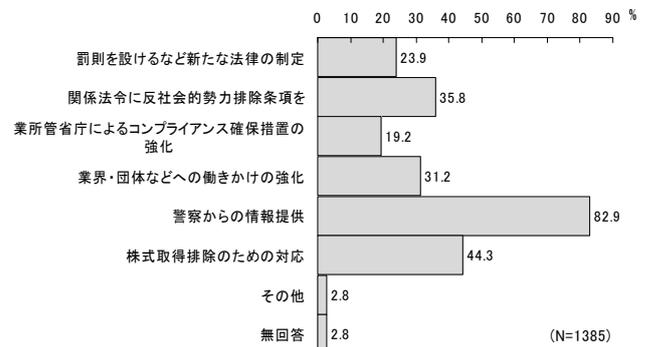
- 40 「指針」公表後における不当要求行為に対する「指針」の効果 (複数回答)

前記 38 で「指針」公表後の反社会的勢力からの不当要求行為が「あった」とした 271 社について、「指針」公表後の不当要求への対応における「指針」の効果を見ると、「指針が存在したので精神的なバックボーンになった」(46.5%) をあげたものが最も多く、「企業トップが指針に従う旨を公表していたので対応しやすかった」(28.4%)が続いた。一方で、「指針があることはわかっていたが、不当要求行為の場面では役に立たなかった」とするものが 12.9% (35 社) があった。



- 41 行政機関への要望 (複数回答)

反社会的勢力との関係遮断のために行政機関に実施してほしい施策については、「反社会的勢力に関する警察からの情報提供」(82.9%) をあげたものが 8 割を超え最も多かった。次いで、「反社会的勢力による株式取得排除のための対応」(44.3%)、「業所管省庁の関係法令に反社会的勢力排除条項を加えるなどの整備」(35.8%)、「業所管省庁による業界・団体などへの働きかけの強化」(31.2%)が続いている。



調査主体 全国暴力追放運動推進センター
日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部
調査機関 財団法人 公共政策調査会
協力 都道府県暴力追放運動推進センター
警視庁・各道府県警察本部